

携帯電話等エリア整備事業について 電波遮へい対策事業について

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課

携帯電話等エリア整備事業

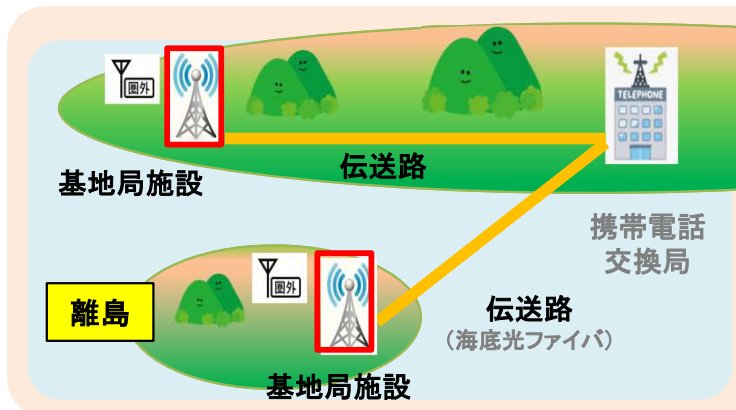
地理的に条件が不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

補助メニュー	補助内容	補助率						
基地局施設整備 （4G等）	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	事業主体：地方公共団体 【1社整備】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>都道府県 1/5</td><td>市町村 3/10</td></tr></table> 【複数社整備】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>都道府県 2/15</td><td>市町村 1/5</td></tr></table>	国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10						
国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5						
高度化施設整備 （5G）	4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【1社整備】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【複数社整備】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者等 1/3</td></tr></table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							

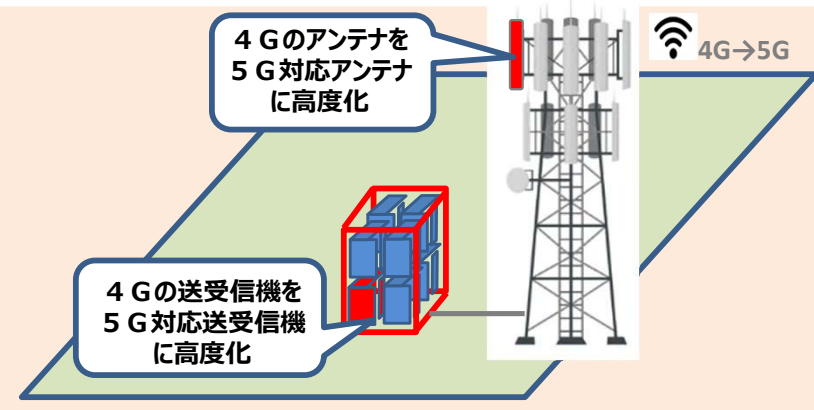
※伝送路施設の設置(光ファイバの設置)や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ



高度化施設整備のイメージ



(事業主体) 地方自治体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等、(事業スキーム) 補助事業

(補助対象) 電源設備、衛星回線設備、送受信設備等、(計画年度) 平成17年度～

令和7年度予算額(案) 1,200百万円(令和令和6年度当初予算 2,300百万円、令和5年度補正予算 3,923百万円)

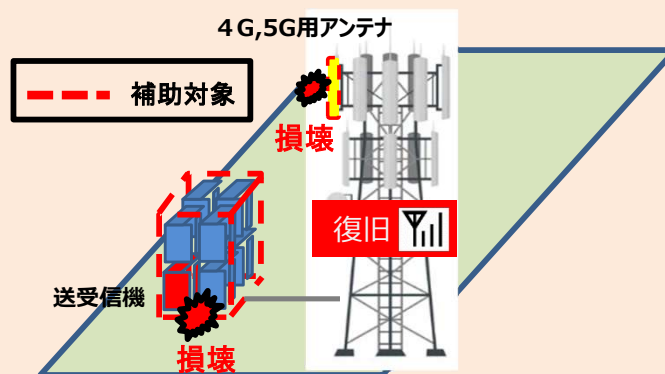
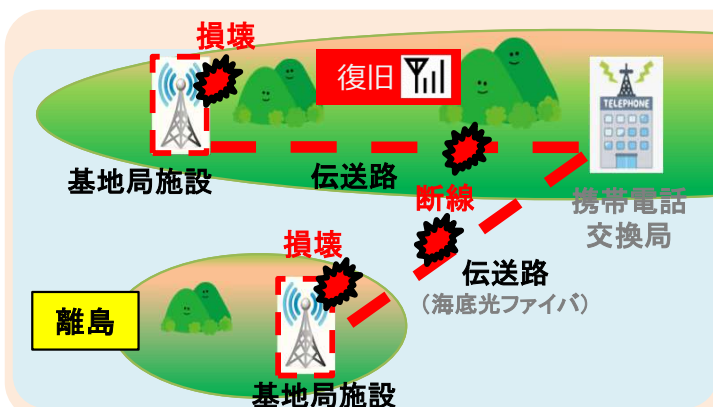
携帯電話等エリア整備事業(新規メニューの概要)

地域における通信環境の安定性を確保するため、能登半島地震等、自然災害により損壊した基地局について、過去に国が補助した施設・設備を対象に、復旧・復興支援ができる補助メニュー及び老朽化により機能低下が著しい基地局について、高度化に伴う更新を支援できる補助メニューを創設。

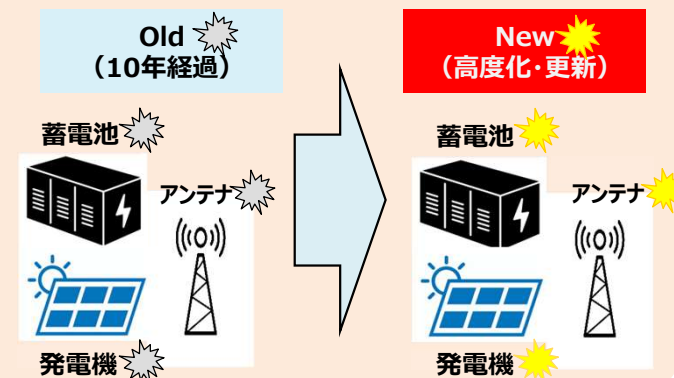
補助メニュー	補助内容	補助率						
復旧・復興支援メニュー（基地局施設復旧事業）	災害等により損壊した携帯電話等の基地局施設を復旧する場合の整備費を補助	事業主体：地方公共団体 【1社整備】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>都道府県 1/5</td><td>市町村 3/10</td></tr></table> 【複数社整備】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>都道府県 2/15</td><td>市町村 1/5</td></tr></table>	国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村 3/10						
国 2/3	都道府県 2/15	市町村 1/5						
高度化・更新支援メニュー（基地局施設更新事業）	通信環境の安定性確保のため、携帯電話等の基地局施設の高度化に伴う更新をする場合の整備費を補助	事業主体：無線通信事業者、インフラシェアリング事業者等 【1社整備】 <table><tr><td>国 1/2</td><td>無線通信事業者 1/2</td></tr></table> 【複数社整備】 <table><tr><td>国 2/3</td><td>無線通信事業者等 1/3</td></tr></table>	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者等 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2							
国 2/3	無線通信事業者等 1/3							

※復旧・復興支援メニュー及び、高度化・更新支援メニューは、過去に国が補助金により整備した施設・設備等が補助対象。
 ※基地局施設、高度化施設（5G基地局）及び伝送路施設（光ファイバ）の整備費や運用費に関する補助メニューも存在。
 ※離島の場合、補助率は嵩上げ（1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）

基地局施設復旧事業のイメージ



基地局施設更新事業のイメージ



電波遮へい対策事業

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルにおいて、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

- ア 事業主体：一般社団法人、**インフラシェアリング事業者等【拡充】**、地方公共団体（都道府県）
イ 対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル（高速道路、国直轄国道、**緊急輸送道路 ※1**）
※1 緊急輸送道路のうち原発制圧道路に限り、500m未満のトンネルも対象に追加【拡充】
ウ 補助対象：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
エ 負担割合：（一般社団法人等が事業主体の場合）オ 計画年度：平成11年～

○所要経費（一般会計）

令和7年度予算額（案） 1, 200百万円
令和6年度予算額 1, 000百万円

【鉄道トンネル※2】

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

【高速道路・国直轄道の道路トンネル】

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

【緊急輸送道路の道路トンネル※2】

国 1/3	一般社団法人等 2/3
----------	----------------

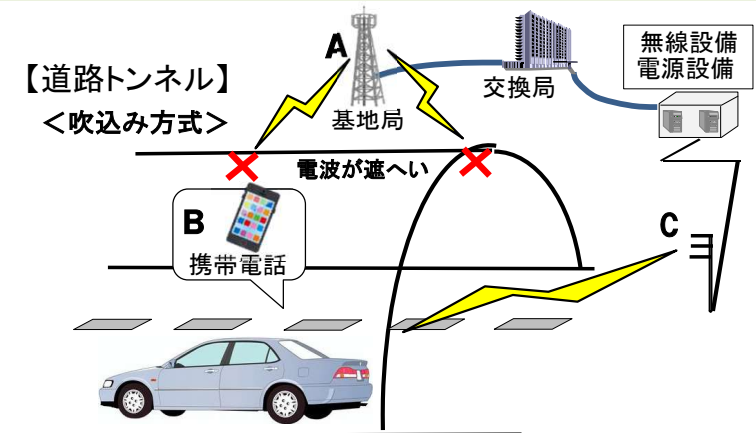
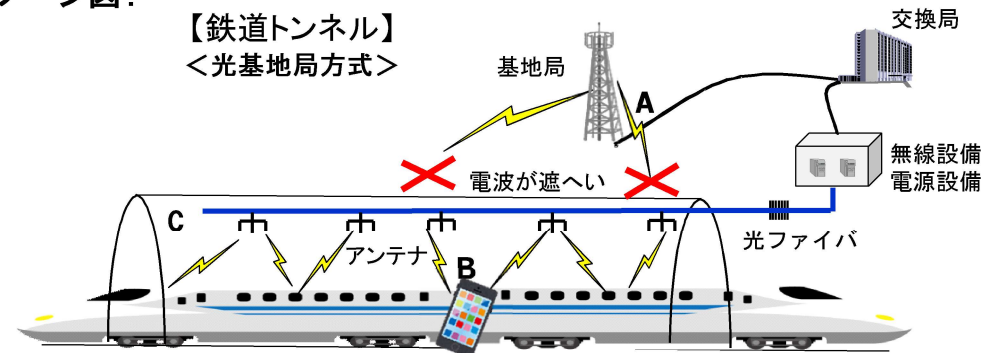
※2 高速道路及び国直轄道以外の地方公共団体が管理する緊急輸送道路

（地方公共団体が事業主体の場合）

【緊急輸送道路の道路トンネル※2】

国 1/3	地公体 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	------------	----------------

カ イメージ図：



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内等での通信を可能とする。